



粗大ごみ・小型家電回収のお知らせ

- お住まいの地域以外の搬入場所には持ち込めません。
- 対象地域にお住まいであることを確認するため、運転免許証等、住所が確認できるものをご持参ください。ご協力をお願いします。
- 雨天中止の場合は、ケーブルテレビなどでお知らせします。(小雨決行)

問い合わせ
市民生活部生活課(庁舎1階)
☎43-0503

お住まいの地域	日 時	搬 入 場 所	搬入時間
東 条 地 域	5月10日(日) 雨天の場合は5月17日(日)	旧市役所東条庁舎駐車場	8:30~12:00
滝 野 地 域	5月17日(日) 雨天の場合は5月24日(日)	播磨中央公園駐車場 (旧市役所滝野庁舎西側)	8:30~12:00
社 地 域	5月24日(日) 雨天の場合は5月31日(日)	上 中 埋 立 処 分 地	8:30~13:00

	種 類	品 目	例
持ち込みできるもの	使用済小型家電	携帯電話・パソコン・ワープロ・掃除機・扇風機・電子ポット・ドライヤー・電話機等、家庭で使用する電気機器	※個人情報が含まれるものは、持ち込む前に必ず各自で情報を消去してください。
	プラスチック類	プラスチックのみの製品…バケツ・ハンガー・衣装ケース等	
		金属と複合している製品…おもちゃ・時計・洗濯ばさみ等	
	金 属 類	自転車・一輪車・オートバイ・草刈り機・ガスレンジ・湯沸かし器・石油ファンヒーター・石油ストーブ・その他金属製品等	※燃料は必ず抜いてから持ち込んでください。
	廃 食 用 油	菜種油・大豆油・コーン油・サラダ油等の植物油	※天かすなどの異物を取り除き、食用油容器やペットボトルに入れて持ち込んでください。

持ち込めないもの

- テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫
上記は家電リサイクル法対象品です。購入店か兵庫県電機商業組合の加盟店（ごみカレンダーまたは市ホームページ参照）に引き取りを依頼してください。
- 家具・建具類等の木製品・ふとん等の寝具類・カーボンファイバーやグラスファイバー製品（スキー板、釣り竿等）
社・東条地域の方は小野クリーンセンターへ、滝野地域の方はみどり園へ直接持ち込んでください。
- ガラスや布部分がついた金属・プラスチック製品（魔法瓶・チャイルドシート・ベビーカー等）
プラスチック製で金属以外のもの（天然皮革等）がついた製品
そのままでは持ち込めません。ガラス、布、木製などの部分を取り除いてから持ち込んでください。
- プラスチック製でも塩化ビニルが含まれるもの（ビニルホース、お風呂のフタ等）
30cm以下の大きさにして、燃えるごみで出してください。
- 農業で使用したもの（育苗箱等）
購入店に引き取ってもらうか、農協の回収等を利用してください。
- 車のバンパーやタイヤ等
取扱店等に引き取ってもらうてください。

加東市花と緑のまつり「花き盆栽展」会場でも、使用済小型家電を回収します

日 時 5月30日(土)・31日(日) 10:00~16:00

- 花き盆栽展については、28ページ(裏表紙)をご覧ください。
- 対象品目 通常、社・滝野・東条公民館でボックス回収しているデジタルカメラ・携帯電話・ゲーム機等の16品目を回収します。
- 品目の詳細は、市ホームページでもご確認いただけます。



太陽光発電システム設置補助を行います



加東市では、家庭から排出される二酸化炭素の抑制と、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、費用の一部を補助します。

対象者 加東市の住民基本台帳に登録されている方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①自らが居住する市内の住宅(店舗または事務所と兼用のものを含む)に対象住宅用太陽光発電システムを設置した場合
 - ②対象住宅用太陽光発電システム付き住宅を市内に購入した場合
 - ③対象住宅用太陽光発電システム付き住宅を市内に新築した場合
- ※市税等の滞納者は補助を受けられません。

補助金額(出力1kWあたり)

- 市内業者と契約した場合 45,000円(上限15万円)
- 市外業者と契約した場合 35,000円(上限10万円)

申込方法 申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて生活課まで持参してください。申請書は生活課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ※委任状があれば代理申請も可能です。
- ※受付は先着順で、予算額に達した時点で終了します。

申込期限

平成28年3月18日(金)

○補助金の交付対象は、平成23年4月以降に購入または契約を締結したもので、申請時において工事が完了し、電力会社との電灯契約および電力供給契約が完了している物件に限ります。

○この制度は今年度で終了します。

問い合わせ

市民生活部生活課(庁舎1階)
☎43-0503

市民主体の活動を支援！まちづくり活動を募集します

地域の活性化と輝く加東を実現することを目的に、市民のみなさまが『自ら考え』『自ら行う』活動に対し、補助金を交付します。

【対象団体】

まちづくり活動に取り組む自治会や各種団体等

【対象活動】

- 市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動
- 地域のコミュニティの推進に関する活動で、地域の活性化が図れるもの
- ※自治会内の住民のみを対象とする活動、営利目的の活動、政治または宗教的な普及活動、国・県・市などから補助金を受けている活動は、認定の対象外です。

【補助金の額】

1団体につき、対象経費から参加費や寄付金などを差し引いた額の10分の6の額です(上限20万円)。なお、認定を受ける団体が予定よりも多くなれば、補助金が少なくなる場合があります。

【対象経費】

- 会議費(打ち合わせ会など)
- 会場使用料
- 消耗品費(用紙代・文房具代等)
- 印刷製本費(チラシやプログラムの印刷)等
- ※食糧費・賞品代・備品代も対象経費となりますが、制限があります。

【対象とならない経費】

- 土地・建物購入費
- アルコール類の代金
- 報酬としての支出(講師謝礼は除く)

【活動期間】

平成28年3月末まで

【応募方法】

提案用紙に必要事項を記入のうえ、5月29日(金)までに企画協働課へ持参してください。提案用紙は企画協働課、市民課、市立公民館、市立図書館にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

- ◆応募された活動については、まちづくり活動認定審査会において審査を行います。応募団体の方は、活動内容についての説明をお願いします(審査会の日程は、応募団体に直接通知します)。
- ◆まちづくり活動に認定された活動については、会場等への立入りをを行い、実施内容や購入品等を確認する場合があります。
- ◆平成28年3月頃に報告会を開催しますので、活動内容の発表をお願いします。また、別途活動報告書(活動写真の添付が必要)を作成・提出いただきます。

申し込み・問い合わせ 協働部企画協働課(庁舎4階) ☎43-0388